

# 金属アーク溶接等作業に係る

## 特定化学物質障害予防規則に基づく法規制事項

特定化学物質障害予防規則 第38条の21(金属アーク溶接等作業に係る措置)

項番号	規制の内容	施行期日		
		2021年(R3) 4月1日~	2022年(R4) 4月1日~	2023年(R5) 4月1日~
	※ 継続して行う実施している屋内作業場の場合			
第1項	全体換気装置による換気、又は同等以上			
第2項	個人ばく露濃度測定 (新たな作業方法採用時等)			
第3項	第2項の測定結果に応じて行う措置	猶予期間		
第4項	第3項の措置後の効果確認のための測定	猶予期間		
第5項	(全てのアーク溶接作業場)事業者は、溶接作業者に有効な呼吸用保護具の着用させなければならない			
第6項	事業者は、第2項の測定結果に応じた呼吸用保護具を選定し、溶接作業者に着用させなければならない	猶予期間		
第7項	事業者は、呼吸用保護具のフィットテストを1年以内ごとに1回実施し、記録を3年間保存する。	猶予期間	猶予期間	
第8項	第2項、第4項の測定結果の記録 (保存は溶接作業を行わなくなってから3年後まで)	猶予期間		
第9項	事業者は、溶接作業を行う屋内作業場の床を溶接後に、掃除をしなければならない。			
第10項	溶接する労働者は、事業者より呼吸用保護具を使用を命ぜられたときは、使用しなければならない。			

**注** 現にアーク溶接等作業を  
**継続して** 実施している **屋内作業場**は、  
**2022年3月31日**までに 第2項を実施しなければならない。

<p><b>[ 対象となるアーク溶接作業 ]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 金属をアーク溶接する作業</li> <li>◎ アークを用いて金属を溶断、又はガウジングする作業</li> <li>◎ その他、アーク溶接ヒュームが発生する作業</li> </ul>	<p><b>[ 対象外 ]</b>の溶接作業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>× ガス溶接</li> <li>× レーザー溶接</li> <li>× 溶射</li> </ul>
---	---

[特定化学物質障害予防規則の改正]

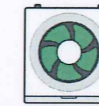
# 金属アーク溶接作業を行う事業場の実施事項(継続した屋内作業場)

## 1 実施するアーク溶接等作業の現状把握

「均等ばく露作業」の内容を把握する

- ・溶接の種類、作業場所、作業時間、人数、全体換気装置等の有無
- ・作業者の溶接ヒュームへのばく露状況

換気扇等の有無



局所排気装置

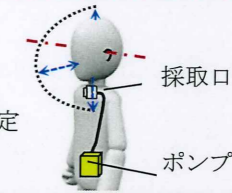


特化則  
第38条の21  
第1項

## 2 法に基づき実施する事項

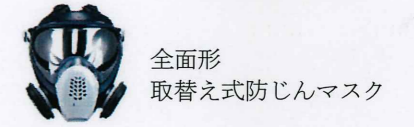
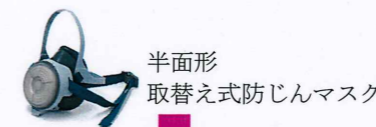
(1) 溶接作業者のばく露測定、ヒュームの低減措置、再測定

個人ばく露測定



特化則  
第38条の21  
第2、3、4項

(2) 有効な呼吸用保護具の選定(正式には2022年3月31日までに)測定結果に応じた呼吸用保護具を選定する。



特化則  
第38条の21  
第6項

(3) 選定した呼吸用保護具の着用  
作業者への着用指導

特化則  
第38条の21  
第5項

特化則  
第38条の21  
第10項

(4) フィットテスト(2023年4月1日から施行)実施は、1年以内に1回。結果は、3年間保存。  
フィットテストは、作業者個人の呼吸用保護具の装着状態の確認



特化則  
第38条の21  
第7項

(5) その他

① 特定化学物質作業主任者技能講習の修了、作業主任者の選任

特化則 第27条

2022年4月1日までに

② 溶接ヒュームの特殊健康診断

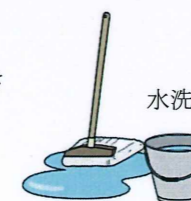
2021年9月30日までに1回。以降、6ヶ月毎。

特化則 第39条~第42条 21

③ 作業場の床の清掃の実施



HEPAフィルター付き  
掃除機



水洗

特化則 第38条の21 第9項